

平成27年11月16日

交通ユニオン

執行委員長 関 常明 殿

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

東京福祉大学 法務室 弁護士 本多慎太郎



同 矢嶋 愛加



抗議状

1 はじめに

本法人は、平成27年11月11日、貴組合及び組合員田嶋清一氏（以下、「田嶋氏」という。）が、田嶋氏のホームページに「東京福祉大学による田嶋さんへの人権侵害をやめさせ裁判闘争を支える会」の街頭ビラ（以下、「街頭ビラ」という。）のPDFデータを掲載されている事実を確認しました。

街頭ビラには、本法人と田嶋氏との間の雇用契約をめぐる紛争について、その背景、訴訟の経過、現在の田嶋氏の本大学における状況に至るまで、田嶋氏の主観的な認識に基づく主張が繰々述べられています。これらは、これから述べるとおり、本法人と対立関係にある田嶋氏による、事実に基づかない、あるいは事実を歪曲して捉えた一方的かつ感情的な主張であり、貴組合及び田嶋氏が街頭ビラをインターネット上に掲載した行為は、本法人に対する名誉毀損等の違法行為にも該当しうる行為といえます。

本法人は、平成27年11月11日、代理人を通じて貴組合に対し、街頭ビラのPDFデータの掲載中止を求める通知書を送付しました。しかしながら、貴組合は、平成27年11月16日現在、同PDFデータを未だ田嶋氏のホームページに掲載しています。

双方が納得のゆく解決を模索するため、貴組合との間で団体交渉を行っている段階であるにも拘らず、貴組合が本法人の名誉を毀損する文書をインターネット上に掲載し、更に本法人からの掲載中止の申し入れにも拘らず現時点においても

同文書の掲載を維持していることについて、本法人として強く抗議し、掲載の即刻中止を求めます。

以下、街頭ピラの内容について、本法人の見解を述べます。

2 街頭ピラの記載が本法人に対する名誉毀損に該当すること

街頭ピラには、「解雇は虚偽のセクハラ・パワハラを理由とするものだった！」との項目において、本大学の教職員が、本大学の元総長である中島恒雄氏（以下、「中島氏」という。）に威圧され、「組織ぐるみで虚偽の証言を行い、虚偽の供述書を書き、また福祉の入学であるにもかかわらず、無謀にも統合失調症の既往歴のある卒業生を事件に巻き込み、虚偽の供述書を書かせ『セクハラ・パワハラ』をねつ造した」旨記載しています。

当然のことながら、本法人が裁判手続きにおいて組織ぐるみで虚偽の証言を行い、虚偽の供述書を作成したことはありません。既に裁判において証拠とともに詳細を主張・立証しているところではございますが、本法人は、学生からの田嶋氏に対する苦情に基づき調査を開始したところ、複数の学生が田嶋氏による不適切な対応を受けた事実を確認したことから、大学として看過することができないと判断し、懲戒処分を行ったにすぎません。

貴組合及び田嶋氏は、裁判において田嶋氏によるセクハラ・パワハラの実事が認定されなかったことを、セクハラ・パワハラが虚偽であるとする主張の根拠とされているように見受けられます。

この点について、そもそも裁判所は、セクハラ・パワハラがなかったと認定したことはなく、セクハラ・パワハラの実事があったとの心証までは形成できなかったと判断しているにすぎません。これは、東京地方裁判所に係属した第1審において、被害者たる学生に対する証人尋問が実施できなかったことに大きく起因するものですが、被害学生が尋問を拒んだのは、大学を卒業し、ようやく田嶋氏からのセクハラ・パワハラから解放され平穏な日常を送っているところ、再度田嶋氏に裁判にて対峙し、辛い当時の記憶を喚起することへの強い恐怖心が原因であります。

そもそも、当時、中島氏は既に大学経営から退いており、中島氏は法人、ましてや大学教員の人事について何ら発言権はなかったのですから、貴組合及び田嶋氏が街頭ピラで主張するように中島氏の指示に基づいてセクハラ・パワハラがねつ造されることなどありえないのです。

しかるに、田嶋氏の方こそ、虚偽の事実を主張し、自らのセクハラ・パワハラによって長きにわたって苦しむこととなった学生や教員がいることを省みず、ただ中島氏への個人的な感情に基づく攻撃のため、本大学でのご自身の行為をも否定なさることについて、本法人として誠に遺憾と感じております。

上記ピラを見聞した者は、本大学の人事が、中島氏によって恣意的に行われている旨の印象を抱くのであり、このような内容を含むピラを、不特定多数人がいつでも閲覧できるインターネット上のホームページに掲載することは、本大学の社会的評価を著しく低下させるものといえることができ、本大学ひいては本法人の名誉を毀損するものであります。

また、街頭ピラには、「大学は田嶋さんに謝罪し、判決通りに復職させろ！」との項目において、大学が「契約不可能な雇用契約条件を提示し、その条件をのませるために、新たに数々の嫌がらせを開始し」として、具体的な対応を記載し、また、「福祉の大学で卑劣な人権侵害と陰湿な嫌がらせが行われている！」等と、さも大学が田嶋氏に対し人権を無視した不適切な対応をしているかのような記載をしています。

この点についても、自身が本大学から嫌がらせを受けている被害者であるとの田嶋氏の思い込みを背景とした主張であり、本大学として、なんら合理的な理由なく不適切な対応を行ったことがないことは、労働審判手続においてもご説明しているとおります。

例えば、研究室について、田嶋氏は「隣室の電話の音が聞こえる壁の薄い研究室に入れられる」と、田嶋氏のみが差別的な扱いを受けているかのように主張しますが、田嶋氏に割り振られた研究室は、本大学が教員の研究室として設置している数ある部屋のうちの一室であり、他の教員室とも隣接しており、他の教員と同等の待遇であります。

また、本法人は、田嶋氏との間において、争いがあるため未だ平成27年度の雇用契約を締結することができていないところ、これまで中島氏の友人であったことから給与、勤務日数ともに破格の待遇を登けていた田嶋氏に対し、中島氏が経営から外れたことから他の教員と平等な取り扱いとするための雇用条件を提示し、その契約条件に基づく給与及び賞与の支払いは滞りなく行っております。それを承知しながら、貴組合及び田嶋氏は、街頭ピラにおいて「給与の不払い、賞与の未払い」等と、まるで一切の給与及び賞与が支払われていないかのような

主張をなさることは、本法人として誠に遺憾であります。

その他、街頭ビラの同項目において例示なさっている対応について、既に貴組合との団体交渉及び裁判所でのやり取りにおいて、田嶋氏の誤解を解くべく田嶋氏と本法人の現状に鑑みた適切な対応である旨ご説明差し上げているところであり、ここで逐一再度のご説明をすることは差し控えますが、街頭ビラの記載を見聞した者は、本大学が田嶋氏に対し、一方的に合理的な理由なく差別的な対応をしていると誤信するでしょう。かかる記載についても、本法人の印象、評価を著しく低下させることは明らかなです。

更に、街頭ビラは、「元総長による裏支配、恐怖政治を排除して、民主的な運営を行え！」との記載にて締めくくられているところ、同記載についても、現在は中島氏は本法人において何らの地位を有していないにもかかわらず、街頭ビラを見聞した者に対し、本法人において中島氏による独裁的、恣意的な運用が行われているとの印象を抱かせるものであり、本法人を誹謗中傷するものと言えるでしょう。

これまで述べたとおり、街頭ビラの PDF データを田嶋氏のホームページに掲載する行為は、本法人に対する名誉毀損に該当することは明らかであり、本法人は、掲載の即刻中止を強く求めます。

3 街頭ビラには本件紛争と無関係の事実が記載されていること

現在、田嶋氏と本法人との間では、貴組合及び田嶋氏が街頭ビラでも記載なさっているとおり、現在の本法人における田嶋氏の労働条件について、労働審判を経て東京地方裁判所に訴訟が係属しています。田嶋氏は、同訴訟及び貴組合を介した団体交渉において、現在の労働条件について主張なさっており、現在、田嶋氏と本法人との間の紛争の争点は、あくまで田嶋氏と本法人との雇用契約に基づく田嶋氏の現在の労働条件であるはずで

しかしながら、街頭ビラでは、「東京福祉大は潔く敗訴を認め判決に従え！」との項目において、田嶋氏と中島氏との間の2011年7月以降のやり取りが記載され、また、「解雇は虚偽のセクハラ・パワハラを理由とするものだった！」との項目においては、既に判決が確定した解雇無効の訴訟に関する記載がなされています。

これらは、現在の田嶋氏と本法人との間の紛争の争点とは関連性のない主張であり、貴組合においても田嶋氏の労働条件に関する交渉に必要性がない記載であ

ることは承知されていることでしょう。

また、街頭ビラの記載内容について、貴組合及び田嶋氏は「東京福祉大は潔く敗訴を認め判決に従え！」との項目において、中島氏が、田嶋氏に対し、中島氏の妻及び長男に働きかけて同人らが当時就任していた東京福祉保育専門学校の理事長職と理事職を辞退させるよう指示した旨記載されていますが、かかる事実は一切ありません。

中島氏は、同人の妻が理事長を務めていた専門学校(以下、「専門学校」という。)の経営状態が芳しくなかったことから、専門学校の危機を救うために、妻に対し、理事長として専門学校を運営していくことが難しいのであれば、中島氏が理事長となって経営再建に尽力してもよい旨の提案をしたものと伺っています。

また、街頭ビラでは、中島氏が長男と対立関係にあり、さも不仲であるかのよう記載されていますが、長男と中島氏は、2011年当時から現在に至るまで、父子として、また法人運営の先輩後輩として良好な関係を継続しているとも伺っています。なお、現に長男は、現在中島氏が設立した本法人の理事を務めています。

「解雇は虚偽のセクハラ・パワーハラを理由とするものだった！」との項目においては、中島氏が2010年7月の出所後、「自らの影響力の誇示と他への見せしめのため、・・・教職員の解職降格処分を大々的に行っ」たとし、中島氏が、大学グループ内で『「恐怖政治』とも言える影響力』を保持している旨の記載をしています。

かかる記載についても、大学内の人事については、あくまで本法人の人事であり、中島氏による人事でないことは明らかでしょう。

このように、上記街頭ビラの記載は、事実とは異なるものであり、かつ本件紛争の争点にも関係がないものであるばかりか、貴組合及び田嶋氏において本法人との紛争であることを度外視し、田嶋氏の中島氏個人に対する怨恨の念に基づく攻撃と捉えられるべきものであるといえるでしょう。組合活動の名を借りて、街頭ビラの多くの部分を割いてかかる記載をなされた貴組合及び田嶋氏の行為に対し、強く抗議します。

4 本法人が提示した雇用契約条件が合理的なものであること

本法人は、2000年に本大学を設立した際、当時本大学の総長であった中島氏の中学生時代からの友人であったことから、中島氏の強い推薦により、田嶋氏

を教授として迎える手続きを文部科学省に対し行いました。しかしながら、田嶋氏の学問的業績等が基準に満たず、これが実現しなかったことから、本法人は田嶋氏を非常勤講師として採用し、4年後、田嶋氏を教授として迎えることとなった経緯があります。

その際、田嶋氏は中島氏と懇意にしていたことから、田嶋氏も承知なさっているとおり、雇用条件等について他の教員と比較して破格の待遇を受けることとなりました。その後も、研究活動、執筆活動においても、総長である中島氏の援助を受けたばかりでなく、中島氏の推薦があり、心理学科長及び本大学の理事の座にも就任なさったのです。

しかしながら、田嶋氏が中島氏の勧めにより博士号を取得するために本大学の博士課程に入学したものの、一向に博士論文を執筆なさらないこと、研究成果が芳しくなかったこと、他の教授からの評価が低かったこと、学生からの授業に対する評価が低かったことから、中島氏が本法人において何らの地位を有しなくなった今、本法人として、田嶋氏への破格の待遇を改めるべく、他の教授と同等の条件を提示しただけのものです。

街頭ビラにおいて、貴組合及び田嶋氏は、本法人が提示した条件について「契約不可能な雇用契約条件」と記載されておりますが、本学としては、上記のとおりこれまで田嶋氏が本学において受けてきた待遇とそれに見合わない田嶋氏の業績に照らし、あくまで適切な条件を提示したまでのことと考えております。

5 本法人の要求

これまで述べたとおり、貴組合及び田嶋氏における街頭ビラの記載は、事実に基づかない、あるいは事実を歪曲して捉えた一方的かつ感情的な主張であり、貴組合及び田嶋氏が街頭ビラをインターネット上に掲載した行為は、本法人に対する名誉毀損等の違法行為にも該当するものといえます。

本法人として、貴組合及び田嶋氏のかかる行為に強く抗議するとともに、田嶋氏のホームページ上の街頭ビラのPDFデータの即刻掲載中止を強く求めます。

平成27年11月11日付通知書(2)にても既にお伝えしましたとおり、本法人は、貴組合及び田嶋氏において何らの対応も頂けない場合、然るべき法的措置をとることも辞さない覚悟ですので、誠意ある対応をお願いします。

以上